

熊本大学法学研究会発行
熊本法学第二十五号（昭和五十一年三月）抜刷

伯領ティロール一四、五世紀における官職譲与（二）

若曾根 健治

伯領ティロール一四、五世紀における官職譲与（一）

若曾根 健治

はじめに

- 一 官職譲与の文書概観（以上本号）
- 二 君主と官職保有者
- 三 官職譲与の法形態
- 四 官職保有者の職務権限

はじめに

中世ドイツにおける国家の中央および地方行政機構の形成と確立とは、周知のことく帝国においてではなく領邦においては一三世紀後半期から一四世紀にかけて起こった。「遠心的傾向を伴ないつつひろがってゆく帝国官職の封建化とは異なり、官職法にもとづく官吏任命（勤務契約）とともにおのずと進む領邦官庁の建設は、国家の形成と国家の維持とを導いた」のである。一三世紀に主に地方行政の領域で生まれた領邦行政機構

の基本はその誕生以後さほど多くは変らず一五世紀にも引き継がれてゆく。これに対し、一五世紀末から一六世紀にかけてとりわけ中央行政機構は大きく改革される（例えば合議制の導入と個々専門官庁の創設⁽²⁾）。以上の関連で本稿のとりあつかう時期はほぼ一四、五世紀である。

行政分野における領邦の帝国に対する優位は、一例をあげるとすれば、国家の文書部で作製された帳簿のなかでも重要なもののひとつ証書記録簿の作製にあらわれた。すなわち、帝国の記録簿はやつとルードヴァッヒ⁽³⁾ デア バイエル帝時代に生まれたが、領邦の記録簿は第一節でふれるごとくたとえ一部領邦にかぎられようとも領域権力の確立に伴ない行政の必要に応じすでに一四世紀初頭以降独自につくられていたのである。確かに領邦行政に対する帝国の働きかけがおよそみられなかつたわけではない。このよい例は、帝室裁判所設置が領邦の裁判組織に与えた影響であった。「諸ラントの裁判所令と諸ラントの宮廷裁判所 Hofgericht の実務とは、「学者的裁判をおこなう」帝室裁判所の規範を「ラントの」さらに下級の裁判所に伝えていった」という。それにもかかわらず、一五世紀末以降におけるこの影響の評価はともかく、これに至る一四、五世紀において領邦自らがつくり出し維持した行政機構こそが中世ドイツの国家行政機構であったのは疑いない事実といえる。

かくして本稿は、領邦行政において特徴的にしかも頻繁に起った官職譲与の現象を直接の考察対象にして中世後期領邦行政史の一素材を提示しようとするのである。債務の弁済のため

また動機の報償として領邦君主のおこなう官職譲与の現象そのものは、領邦史において繰り返し指摘される周知の事柄である。⁽⁵⁾しかしながら、その実体はさほど具体的に知られていないと思われる。すなわちこれを詳説すれば、（一）官職譲与の文書部作製証書には一体個々のいかなる内容が盛られているか、また（二）官職保有者は何人でどの官職が譲与され、これに対するいかなる官職は譲与されないか、さらに（三）官職譲与の法形態は何か、そして（四）保有官職（ないし官職区）内における行政はいかに展開されるか、について十分なデータが与えられているとは未だいえない。本稿の直接の目的は、以上（一）から（四）につきできるかぎり具体的な資料を提出しようとするにある。

以上のごとき官職譲与をめぐる諸問題の究明こそは、特定の歴史段階（一四、五世紀）のもとの領邦統治の具体的様相を端的に示してくれる。すなわち、一方で貨幣経済が在地の末端にまで浸透し、しかし他方でそれを強固に統率する中央行政組織の未だ完備しない（例えば国家予算制度の欠如）段階にあって、いかに地方官職が領邦君主にとっては一種の「銀行支店」の機能を果たし、官職保有者にとっては収益の大きい一つの「事業」であったか、他面いかに君主は官職保有者しかも世襲保有者に対し人民の直接掌握に腐心したか、をわれわれはありありとうかがうことができる。ただし、これをうかがう場合でも当然領邦國制史全体の基本的構造との関連にたえず注意を払わなくてはならず、この点でとりわけ重要なのは、本稿の

とりあつかう時期に形成発展をみせる領邦等族制度との関連であろう。

本稿は領邦の一例として伯領ティロールをとりあげたが、これは全く筆者の個人的事情による。ただ、当領邦が從来わが国では、例えば国制史上「ラントターキに対する出席権をもつ農民身分」の存在で、また経済史上「一五・一六世紀の交ににおけるハプスブルク家の世界勢力（Weltmacht）への上昇」をもたらした銀山業の盛況で、あるいは商業史上アルプス通商路のうちで「最もよく整備された通路」であるアレンナーベル越えて、また土地史上「ローカルな権力の存在を許さない」「自由なErblehne のラント」⁽⁶⁾ として定住史上「Einzehof 又は Weiler がなかなか Dorf にまで進展しない」山岳国家で、ブランデンブルク、ザクセン、バイエルン、オーストリア等の諸邦に比較して未だ断片的にしかとりあげられない現状を顧みるとき、今少しこの伯領の歴史を（とりわけその特徴的なしかも先進的な行政機構史に照準を合わせ）紹介したいとも思う。本稿が提出する伯領ティロールの官職法の一素材が他の諸邦の行政をより深く知るのに、また当時の国家生活の一端をうかがうのに少しでも役に立つならば筆者の喜びである。最後になつたが、伯領ティロール一四、五世紀における官職譲与の資料として本稿が紹介するのは、次の通り。（一）ヨーゼフ・フォン・ブランディス、「ティロールにおける領邦官僚史」（一八五〇年）、（2）リカード・ホイベルガー、「一三二一年における一〇名の領邦代官の任命について」（一九一五

(23) (24) ナッテー ハーメン、「1回・15世紀におけるヨーロッパ君主の官職譲渡に関する文書」(1955年)。

(25) ナッテー ハーメン、『オーストリア古文書選集』(1895年)。

(26) ハーメン バステイアン、『古ヒタヨーロッパ会計報告書と記された上部ドイツの商人』(1931年)。

(27) ハーメン バステイアン、『古ヒタヨーロッパ文書部記録簿』(1910年)。

(28) ハーメン バステイアン、『古ヒタヨーロッパ文書部記録簿』(1910年)。

(29) ハーメン バステイアン、『古ヒタヨーロッパ文書部記録簿』(1910年)。

(30) ハーメン バステイアン、『古ヒタヨーロッパ文書部記録簿』(1910年)。

(31) M. Spindler (hrsg.), Handbuch der bayerischen Geschichte, II (1969), S. 549.

(32) v. Below, Territorium und Stadt' (1923),

S. 201.

(33) Schröder-Künßberg, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, S. 767.

(34) K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte II, S. 173 ff.

(35) H. Wiesflecker, Meinhard der Zweite (1955), S. 195.

(36) H. Wiesflecker, Meinhard der Zweite (1955), S. 195.

(37) 高橋信一、近代トロイセン国家成立史序説、111頁。

(38) 諸田実、ヒタヨーロッパ初期資本主義研究、93頁註(3)。

(39) 伊藤実、西洋商業史、九七頁。

(40) 村上淳一、中世農民の「田地」な借地について、法

論(1965年)110頁。

S. 52.

(41) 金田雄次、(著者)、西洋史(第19、70頁上段)。

(42) ただし近時、前田良輔、ヒタヨーロッパ農民戦争における政

治闘争、(佐賀大学教養部研究紀要第七卷)35頁以下

(43) ティロール農民戦争史(1404-1408)、(著者)。

(44) ハーメン バステイアン、『古ヒタヨーロッパ文書部記録簿』(1910年)。

(45) Richard Heuberger, Zur Einsetzung der

zehn Landpfleger 1312. in : Zeitschrift des Fer-

dinandeums für Tirol und Vorarlberg, 3 Folge,

Bd. 59 (1915)

(46) Otto Stolz, Die Urkunden über die Verga-

bung der landesfürstlichen Ämter in Tirol im

14. und 15. Jahrh., in: Archivalische Zeitschrift

50/51 (1955)

-
- (16) Schwind = Dopsch, Ausgewählte Urkunden
(1895)
- (17) Franz Bastian, Oberdeutsche Kaufleute in
den älteren Tiroler Raithbüchern (1931)
- (18) Alois Zauner, Das älteste Tiroler Kanzlei-
register (1308—1315), Fontes Rerum Austriaca-
rum II, 78 (1967)

■

一 文書調査の文書整理

(1) 官職譲与の文書として本節では、領邦君主による(a)地方官職の譲渡の文書のみならず、同じく君主発行の(c)中央官職および(c)地方官職の任命の文書、あるいは官職保有者が君主宛に出す(d)官職譲書(対証)をも含めておきたい。本節後段で、次節以下の行論の便宜上以上(a)(b)(c)(d)それぞれの一例を試訳したい。

これら諸文書は、現在ウィーン公文庫、インスブルック政庁文庫、およびハンノーベル官文庫伯領ティヨーロル部の所蔵の羊皮紙ないし紙片原本、および三文庫の手蹟本所収の写本、かかる。このうち、筆者が参照した範囲内でのうなれば原本(これは上述(b)(c)(d)に多い)の数は少ない。すなわち、(b)(c)中央および地方官職の任命文書七点のうち三点が写本、四点が原本。(d)官職譲書五点のうち一点が写本四点が原本である。これに対し多數を占めるのが(a)地方官職

譲渡の文書で、利用しえたのは四五点程であるが、これはすべて領邦文書部記録簿に登録された写本である。従つて、自然、次節以下に(a)を多く素材といふこととなるが、しかし数い少ないが(b)(c)(d)はむしろ記載された内容(これは官職譲渡の現象を別の面より報ずる)に着目すれば、次節以降の諸問題の解明に寄与するひとと想われる。これが、(a)のみならず、(b)(c)(d)等の試訳をもねべておこなう所以である。

(c)(d)の一部は文書部記録簿に記入収録されたものだたが、この記録簿の作製こそは、形成期領邦文書部の大きな業績のひとつであったのであり、このため官職譲与の文書の試訳に移る前に、文書部の活動と記録簿の成立とに簡単にでも述べておくことはならない。また、次節以下で主として対象とするのは領邦地方行政上の諸問題であるが、地方行政の具体的な態様は、次第に活化化する中央行政とかかわらせてこそよく理解されるのであり、この意味でむしろ中央行政の一断面を取り出しておくことが必要である。以下における文書部制度史の素描は、ゲルツ伯家出身の君主(ティヨーロル伯=ケルンテン大公)たら(マインハルト一世、ルードヴィッヒ・カウトー、ハインリッヒ)の統治期(一一五八年—一二三五年)を中心にすえた。この時期に基礎を置いた中央行政機構は、その後の支配家である、ルクセンブルク家、ヴィツチルスバハ家、ハーブスブルク家によつても継承されていった。

伯領ティロール一四、五世紀における官職議与（一）

(2) ハルニゼー、Haus-, Hof- und Staatsarchiv.
Codex Wien [= W. C.]' Landesregierungsar-
chiv, Codex Innsbruck [= I. C.]' Hauptstaatsar-
chiv, Tirol Grafschaft, Codex München [= M.
C.] シュレーベ。

(3) Original Pergament Landesregierungsarchiv
Innsbruck (1335 Mai 6 の文書)' Original in
Bibliothek Tirol 973.21b Museum Ferdinandeum
Innsbruck (1346 Feb. 21)' Original Haus-, Hof-
und Staatsarchiv Wien (1363 Dez. 13)' Original-
Papier Landesregierungsarchiv Innsbruck Urk-
undensammlung Nr. I 1167 (1476 August 9)'

(2) Original- Pergament Siegel Landesregier-
ungsarchiv Innsbruck Urkundensammlung Nr.
I 1024 (1411 März 3) - 1100 (1396 Juli 20)' 1105
(1402 Juli 7)' 1128 (1405 März 22)'
(2) ハルニゼーの抄本などの現る。W. C. Nr. 384, 389,
391, 394, 398, 401, 402, 415, 503; I. C. Nr. 18, 59,
105, 106, 277, 280, 286; M. C. Nr. 4, 8, 11, 12.
(W. C. オルトワ Böhm, Die Handschriften des
K.K. Haus-, Hof- und Staatsarchiv (1873) =筆者未
記=の分類記述)

(1) ハルニゼーの抄本などの現る。川吉豊室著記、ナマハセ

諸侯が、必ず公取人作製文書に頼るところとなく、文書
部作製の文書をわざとこだ。しかし、領邦文書部が多少とも組
織的組織化されたのは各領邦ひとくじ年代は異なるが、は
るかに中頃なじし末期から、因虫記せじゆにかけてやね
た。本稿であつかう伯領ティロールにおける文書部組織化の癡
初は、トマロール伯の領域権力の確立と並行して一二八〇年代
初期にあつた。

トマロール伯はアドリア、君主宮廷の礼拝堂付属司祭 (capel-
lanus)⁽³⁾、トマロール城塞周囲教区の司祭 (例えば scriba,
plebanus de Marenzaga)⁽⁴⁾、公職人 (公人) (exclusus notarius
de Bozano)⁽⁵⁾、トマロール城塞監修事会員 (例えば Rudolfus
canonicus Brizicensis)⁽⁶⁾ などといった個々の宮廷書記が或
はやく現れた (彼の領地領主のほほ同じ事情である)。ト
マロール伯は四名、一二七一年以後は
七八、一一八〇年以降一〇名の書記を有した。これら書記
(scriba, notarius) が指導者のむかし一個の領邦文書部を組
成するに至ったのがその一二八〇年代初期であつたのである。
この大書部がどんな組織をもつてゐる文書を作製したかは後
で述べるが、まず以下で何が文書部組織化の契機となつたか
をみておこう。

中央行政の諸職務が未分化のままでいた君主内府 (curia)
における、事務専門化は必ずもし、君主の財政的必要性に依
づく財源の確保を図るために起きた。されば、この財源確保が
もむ应用と從事する財務官 (camerarius) の仕事は具体的に

あらわれた。ティロールにおいては一二八〇年代はじめに、はじめて *camerarius Ortolfus* の名が財務部門の指導者として文書証人欄（一二八二年一月一六日付）⁽³¹⁾ にみえた。こうした財務官職の設置の背景にこそ文書部組織化の契機がひそんでいた。換言すれば、「財政業務が、文書部内部における活動の本質的な要素であった」⁽³²⁾ のである。この点を説明すれば次のとくである。

一二七〇年代初期には財政業務は、未だ宫廷書記による報告事項としておこなわれていたにすぎない。⁽³³⁾ 他方行政における記録（書面）化傾向は領邦完結化をめざす君主権力の伸張に伴ない一層進んだ。つまり、君主は当然、「自分の領邦がどうればどの財政上軍事上的人的、物的資源を有するかの概観をえ」⁽³⁴⁾ ようと欲したからである。行政書面化の成果ははやくも一二七五年頃あらわれた。すなわち、他領邦に先がけてティロールにおいてこの頃はじめて課税台帳（人民の誰が租税として貨幣をいくら収めるべきであるか）を記した「宣帳」⁽³⁵⁾ が領域の一部（イームストおよびランデックの両裁判区）につきであるが、作製されたからである。この課税台帳作製は当時の宫廷書記の活動の所産であったが、君主のあるべき收入を帳面に記載するという企てにはすでに、中央行政財務部門の専門化の志向がうかがえる。この志向の結果が一二八二年に名をみせたかの *camerarius Ortolfus* の任命であった。そしてその後「一一八八年ないし一二九〇年には一名の「指導者」のもとに、すでに八名の財務官（*camerarii*）とその属吏（*servitores camerae*）

とが専門的に「宫廷財務部に勤務する」⁽³⁶⁾ 状態が史料上確認されるのである。ところで、このような領邦財務部（camera）の組織化は、財務業務におけるとりわけ書面作製の活動に負い、この活動は宫廷書記が投入されることによってはじめて果たされたのである。

この間の事情は、次のひとつ的事実に注目することによって理解できる。すなわち、財務部付の専門書記官はつねにただひとりしか置かれていなく、同僚書記官は知られていないかった（「かの財務部書記官」 *nuncius notarius camere* なるいいまわしも参照）⁽³⁷⁾ ことである。しかしに、書記官に負わせられるはずの筆記業務はいつまでもなく少なくなかったし、これに加えて財務官自身は通常書記業務には携わらず、「ただ例外的に個々の覚え書きを記すのみ」⁽³⁸⁾ であった。このような事情のもとにあってもなお財務部書記官が終始ただひとりしか任命されなかつたというとの背後には、宫廷書記が財務部の書記作業に加わり一名の財務部書記官に当然譲せられるはずの大きな負担は、すでに彼らによつて分担させられていた事態があつたに違いない。

財務部門の業務をひきつけることを通じ、宫廷書記たちはここに整備された一個の文書部を新たにつくりあげていったのである。（従来の宫廷書記 *scriptor* あるいは *seriba* から文書部書記官 *nolaris*への役職名の変化は確かにひとつには時代の一様式ではあったが、*nolaris* という「称号」は、文書部が基礎を固めるとともに、すでにもつ確立していた）⁽³⁹⁾ のであ

伯領ティロール一四、五世紀における官職譲与（一）

(20°) 次第に文書部書記官の仕事量が増加するに従い、文書部は領邦中央行政の中核を構成するに至り、これがより「やがてラントデスクヘルシャフトの真の中央官庁となつた」。これに致し時務部は多かれ少なかれその本来の職務を文書部に移すことによりて、一步後退した地位を占めることになった。

(23) Bresslau, op. cit., S. 614.

(24) ハウス「文書部が組織的に整備される」れば、而該文書部は「全く規則的〔日常的〕」に、もしくは「一定の外務的形態〔例えば発行文書の紙上に記した革皮紙の大きさ、筆記方法、印章の形等〕」および「一定の内部的形態〔例えば文書の前文、主文、結文〕」を伴ないて、発行者の处分〔例えば君主による寄進〕が文書に作製され、「状態を指す」從ひて、たゞ「*cancellarius*」、「*protocellaris*」、「*notarius*」の名稱がしばしばみられる。したがひて、組織的に整備された文書部の存在を示すのでではなく、たゞ、「同教會の世俗の有力者が特定の記職者を擔任し」と用ひていたといふい御前の事實を確認するにとどめたる」のである (Redlich, Die Privatarkunden des Mittelalters, S. 125)。

(25) Ibid., S. 157 参照。

(26) 後半かへり思、Item [dedit] domino Thome capellano et Lut (utico) notario ducis H. (einiti) libras 30 iussu ducis H. (1299 Juli 16. ハーロー城

塞のハルクホーフの領地 R. Heuberger, Das Urkunden- u. Kanzleiwesen der Grafen v. Tirol, MIÖG, Erg-Bd 9., S. 118, Ann. 2. 〔ハルクホーフの用ひし例について〕 H118, 2 ハルクホーフの城じて教区司祭職を与えた。教区司祭はトマール城塞（領地）に業務に就くため彼不在の教区には代理同祭（Vikar）を置かれこれに付 *pensio* が支払われた (Vgl. H. Richter, Die Kanzlei der letzten Babenberger, MIÖG, 56, S. 241)。さてトマールの教区は表入りの大約二地域でなければならず、君王直轄領域 (proprietura) を含む教区が選ばれたのである。この場合君主は普教司教 (エコハハト司教) に対し聖職禄者推薦権を主張した。

(28) 後半かへり思、Item dominus ordinavit David notario de Merano pro laborius suis et literis scriptis et scribendis libras 50. (1320 März 16. Passier 紛糾公会計報告書) H167, 3)

(29) 同上は最初、税押當付御同僚〔外國の領地〕の公証人を用ひてしたが、次第に「法律(カノン法)的教養」ある人士を登用し、ためか *magister* の称ゆる同教座聖堂參事官職が選ばれた (vgl. Heuberger, op. cit., S. 124)。

(30) Wiesflecker, op. cit., S. 189.

- 森
演
(31) Heuberger, op.cit., S. 100. Ann. 3.
(32) Wiesflecker, op. cit., S. 191.
(33) Ibid., S. 194.
(34) Redlich, Privaturkunden., S. 154.

(35) 稲穀、穀物、ベローニ、鹽本舗と並んで税額表、税額

帳(税額)、一一九頁註(47)の本文や註。

(36) Redlich, op. cit., S. 160. 諸々の Kogler, Das

landesfürstliche Steuerwesen in Tirol. AöG.

90, S. 464 ff. 註註。

(37) たゞ、一語領域にさとてコル伯の地方官としての

財務官(これが中央官 camerarii であるか camerarii de

Tyrol とするか、camerarii domini であるか)が何に

も一三世紀の初めより存続したことを示すもの(例えば後

半の事例)である。Thaur 稲穀区にねむる税所管理官

Engelinus の^{イギリス}税額表、1318 Aug. 28 Hall. Item

[dedit] camerariis duobus residentibus in ducibus

domibus in Taur Veronensium marcas 9 libras 7

de gracia speciali. H101, 6)、恐らく Inst #45

Landeck の^{オーストリア}税所にも特別なこの種の地方官が

存在したことを示すもの(これが税所の税額表には所領

範囲を示すものである)、やがて、地方の裁判所においては所領

範囲内に於ける公証人の書記が税額表に記載される(例えば、

後半の事例も^{イギリス} Item Virico notario domini Seyfridi

marcas 7. 1325 April 9 Tirol. Rattenberg の税額

表の範囲、^{イギリス} Item Berthold notario Wernlini

prepositi de Inspruha vini carandas 4. など)トテ

多くの所領管領人(III)の如きの計算報告。H 112,

7)、以上を考慮するに本文の課税台帳は地方単位で作製

されたものである。

(38) 1311-1755年以前とせず1316年に、ヤマハ

ハムニー世がトロイハト司教領に対し事实上権力を行使す

るに並んで、同教領所屬の所領の収益、および同所領における宗教の権利を筆記した土地台帳類似の明細帳がつぶさ

れに記載、これが事柄が南ヨーロッパ領域に限られてい

い現れるもの、公証人作製公正証書の形式がとられた

(Heuberger, op. cit., S. 330)、そのよつて一例から

1320、後者^{イギリス}の(註48)税額表(行政の書面化の企て)は、公正証書制度の影響がいかに大きかつたかがわかる。

(39) Wiesflecker, op. cit., S. 194.

(40) 註註、「財務部長官」あつて税額の名稱をあふねば

(Item quondam magistro camere domini libras 10.

1322 Mai 31. Tirol. Lueg #46 Tull の税額表の詳

細 H 101, 1)'

(41) Heuberger, op.cit., S. 112. Ann. 2, #45 #S.

102-#税額表。

(42) Ibid., S. 115, Ann. 1. 財務部長官筆記した税額表

書類(ラテン語) (Racionem dictiorum presalariorum

quiere in libro camerarii iuxta rationem Nikolai

el Danti de Griez. 1303 Mai 3 Gries. #—#Qト

△ K. K. A. M. K. K. の公報

H268. 2)

(33) ルネスの公報に於ける官職譲与 (一)

（レ） 城主の職を譲り受けた者と交換する事。

Constal hec racio Ruid (olfo) et Laur (encio)

notariis curie et Ottoni Charlingerio. (1302 Juni 4.

Petersberg 城主 H170. 6° (レ) 城主 H170. 6° Item

ad expensas dominorum Wernerii de Tablat, Jacobi

de Rotenburgh, Ch (unradi) purchagravii, Nyclini

notarii exigencium stirram ungariorum in proximo

mense aprilis pubuli muttas 21. vini urnas 21/2

Veron. libras 35. (1307 Mai 25. Zenoburg. F (rie-

drich) Vischpoche 城主 H171. 3° (レ) 城主

レ) 城主 H171. 3° Item ad expensas notariorum in ratione

et extra siliquinis muttas 3 libras 4 grossos. (1313

Nov. 17. Zenoburg. Kellner Chunrad Rymeler 城

主 H171. 4° (レ) 城主 H171. 4° Item ad

expensas dominorum Syfridi de Rotenburgh, Heinrici

Eusterii, Wilhelmi Stumphardi et Nycolay notarii

inquisitorum Veron. libras 39 ordei gal. 15 per literas

predicti domini Seyfridi. (1315 Juli 5. Tirol.

Mühbach 城主 H172. 2) 城主

(34) Heuberger, op. cit., S. 118.

(45) ルネスの公報に於ける官職譲与 (二)

（レ） 城主の職を譲り受けた者と交換する事。
Ex his dedit Laurencio notario vice camerarii
ante eius rationem Veron. marcas 8 (1298 Juni 11.
Tirol. Giurns 城主 H173. 1) 城主 H173. 1
Laurencii notarii. 1315 März 13. Tirol. < 城主 H173. 1
G. 城主 H304. 3)

(46) ルネスの公報に於ける官職譲与 (三)

（レ） 城主の職を譲り受けた者と交換する事。
hofmaister (レ) 城主 H172 Febr. 27. Gries. Enn 城主

（レ） 城主の職を譲り受けた者と交換する事。
Item dedit magistro curie et magistro

H. preposito in Volchemarach missis per dominum

ad dominum F (ridicium) regem Romanorum ad

Reum pro expensis marcas 40. II 173. 6. 城主 (レ) 城

主 (レ) 城主の職を譲り受けた者と交換する事。
Item Sigardo notario misso in

Nurenberch pro sponsa domini de Braunschweig Veron.

marcas 8. 1316 Juni 2. Innsbruck 城主 Kellner

Chunrad Prichsner 城主 H173. 7) 城主

（レ） 城主の職を譲り受けた者と交換する事。

K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte

II. S. 196.

(47) K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte

II. S. 196.

（レ） 城主の職を譲り受けた者と交換する事。
後には庶務官 (vicedominus) の地位もあった。

一二八五年頃には彼の「*むねいじ*」〇四の書記官として其の財務

便とが共働しあつた (*Wiesflecker*, op. cit. S. 191)。

(49) 「一四五〇年には、彼の〔財務官〕は再び、一箇後退」

た存在になつたようである。彼は〔裁判官のやうな〕

余計報告を聽聞する委員会に「もめさや姿をほどんじみせな

くなる。彼は代わつての〔聴聞の〕機会に繰り廻して

ルクグラーーフ ハオハ ティロールが名を呼ばれるのである」 (*The. Mayer, Beiträge z. Geschichte der tiro-*

lischen Finanzverwaltung im späteren Mittelalter, S. 113)。一三五〇年以降ハドリヒ・S. Hofm-

ann, Urkundenwesen, Kanzlei und Regierungssystem der Herzoge von Bayern, S. 140.

(III) 「*ムニ*、新しい領邦文書館など」と一二八〇年代初期
以降発展した。その点は、(一) 新組織、(二) 文書部作製君主文書、(三) 新しい筆記活動、の三側面につかがへる。順次概説すれば次のようであつた。

(一) 新組織の形成は文書部書記官長 (*Protonotarius*) の任命をもつて始まつた。いわば「新たな人材」の登用」はすべて、未だ明確に〔職務権限の〕画定された官職法のみられなかつた時代にあつては、ほんとつねに、従来の制度に対し特定の変革をもたらしたのである。最初 (一二八二年以降) の書記官長は、ザクセン選定侯領出身の聖職者でマイセンのルードルフ (トリーエント司教座聖堂参事会員、マギスターの称号をも

(51) つぶやくネディクト派修道院イーダーリの元修道士で
ショワーベン人のルートベルフ (ティロールの教区司祭、一三〇六年没)。そして (おぞらく俗人) ラウレンツ (一三〇〇年没) と続いた。

これらの書記官長の「*ムニ*」一二八〇年代には既述のじふく一二
名の書記官が職務にあたつていた。「まだしばしば聖職者が任
用され」た書記官長職とは違つて、書記官職にはすでに市民お
よび農民身分 (彼らは小土地所有者でもあつた) が就く場合が
多かつた。これは、アルプス越え通商路と結びついたティロール
領邦の金融業務に携わつたフィレンツェ商人 (金貨業者) の活動
による「書面主義の全般的な急速な増加」から、また南ティロール
の俗人公証人制度をならつて (因みに公正証書は全くラテン
語文)、おもにティロール領域のもの歴史地理的環境から、彼
ら俗人も他領邦人民に比べ容易にラテン語を修得したことに
よるといわれる。このよつてな書記官長および書記官は、君主と
緊密ぐるゼーンリッヒな関係を保ち、「ムーンを受ける資格を
認めるので身分的上昇を遂げ」えた領邦ミニストリニアーネ
(徒つて彼らは、「ムーンミニストリニアーネ」となる) とは
異なる不自由ミニストリニアーネ (*familia ducis*) から登
用され、ファミリアーリス (*familiaris*) たる特別の肩書きを帶
び、あるいはアレベンダーリカ (prebendarius) と呼ばれ
る仲間の一員であつた。

文書部にはさうに下役の書記官も屬した。彼らは、おそらく
は書記官長ないし書記官の私的書記であつた。これには、

- (52) *notarius domus Tyrolis* (後文 *scriba in Tyrol*) (書記
筆頭)、又は *notarius coquine* (副官書記) が令された。
彼は、伯領田舎の家計収入を記録し、その算数や、財務役人
が記された。以上述べた書記官長および書記
官が一種近代的な「官の官職序列」(Prototonotar — Notar
— Schreiber) とおなじは考へてはいけない。即ち、人間
が Notar であるか否か、Prototonotar であるかの
邊が Notar であるか否かが、たぶん問題。
- (53) Mayer, op. cit., S. 112.
- (54) *secretarius ducum Carinthie* (11世紀)
Wiesflecker, op. cit., S. 193. Ann 3 (S. 335).
- (55) *Ex his assignauerunt quondam domino Rudolfo
de Ysnina, notario Tyrolensi*, per 12 litteras
sigillatas ipsius domini Rudolfi Veron. marcas 593
libras 3 solidos 10 (1309 März 3 Tirol. Swicker von
Marling 聖マリヤ・リュカリス H 143, 5)
- (56) *Item Laurencio notario ad canipam in Gries
tempore, quo ipse profuit canipe ibidem, vini carr-
adas 14 minus urna 1 Bozanensis mense (1302
Jan. 30 Tirol. Enn 総裁区領書記 H 175, 4)*
- (57) “ハシマニカニコニカニカニカニカニカニカニカニカニ
九類”
- (58) ベルナハヤセ | 国王領受事 | の監視書記官セ
- Kanzler オフィス (彼ノド属) の書記セ Schreiber
書記) E. Rosenthal, Geschichte des Gerichts-
wesens u. der Verwaltungsorganisation Bayerns
I, S. 270.
- (59) Heuberger, op. cit., S. 131—132. その時は帝国文
書館や他領邦文書館に先づいた。また、財務官の市民身
分をもつれた (Ibid., S. 106).
- (60) Ibid., S. 87.
- (61) Ibid., S. 128. 朝鮮語書記セ 〔「公印監査
世職のための職人として承認せられ七里」 又は「公印監査
普及の一職者たる者」〕 Item eidem Ottinio [notario
de Bosano] ordinavit dominus Wer [nherus] de
Trabato pro prelio literarum et publicorum instru-
mentorum multorum super negotiis et iuribus dom-
inorum ducum et tractatuum Tridentinarum Veron.
libras 34 (1313 März 23. Gries. Gries 総裁区領書記
書 H 167, 6)
- (62) おへりの由來トマサウガタの令書類 (スルサトロ
— 伯の由来地域トマサウガタの令書類) 依然トマトロ —
>總裁区領書記セ 175, 4 (Heuberger, op. cit.,
S. 129)。無能、伯領トマサウガタガタセ 175, 4 (Heuberger
書記 (11)、熊本法學 1111' — 19 頁)。
- (63) 想像が叶ふやうでない (原文は 1303 Mai 17.
Tirol. Sarnthein 総裁区領書記) Item de bonis, que

stierunt Eberlini filii F(ridic) notarii in Hurlach, libe 5 deficient propter alluviones. H 26, 5)

(61) *Herberger, op. cit., S. 132.*

(62) *母本領ノレル
母子領邦國家譜「本邦國家の權力
聲明」所載、H 118頁。*

(63) *Wiesflecker, op. cit., S. 187.*

(64) *前項相應、141頁註(6)参照。*

(65) *1330年8月10日モローニニイアトモ*

*dictus familiaris noster Lud(wicus), notarius de
valle Savoie ルガーノ君主の御稅院鑑(Zauner, op.*

cit., S. 63, Nr. 23.)

(66) *Item [dedit] ipsi Ch [urado] et not [aris] et
ceteris prebendariis libras 27 grossos 10. (1314
April 1. ゼヌスヨウノハーマーク・モリカツ
H 135, 2)*

(67) *エーベルンハーマークの税金徴収 (Item Ch [urado]*

*notario quondam Laurenzii [notarii Tirolensis]
libras 15 pro colligenda stura pecudali. (1309 März
7. Tirol. Enn 無事証記 H 147, 2)*

(68) *Item Liebardo scribe in Tirol libras 20 per
literas ducis Heinrichi. (1302 Sept. 28 Tirol. Laas
無事証記 H 139, 2)*

(69) *Item dominus ordinavit Niklao notario coquine
stierunt Eberlini filii F(ridic) notarii in Hurlach, libe 5 deficient propter alluviones. H 26, 5)*

— Veron, marcas 20 —, super quibus dominus F-
(fridericus) prepositus Brixomensis habet literam
domini. (1323, H 140, 1)

(70) *Item dederunt — ad expensas domini Veron.
marcas 10 libras 6, quas assignaverunt Swikero
magistro coquine et Niklao notario coquine. (1321
Juli 17 Meran. モラノ貨幣鑄造貯保有權の御託書 H
140, 3) 参照。*

(71) *Vgl. H. Fichtenu, op. cit., S. 246.*

(72) *エーベルンハーマークの税金徴収 (65) ル
ガーノ dominus Rudolfus notarius curie nostre*

*(1281) dominus Bertholdus de Ysnina, prothono-
tarius dominorum ducum (1306) dominus Rud-*

*[oflus] de Ysnina, notarius Tyrol [ensi] (1309
(Heuberger, op. cit., S. 143, Ann. 5; 144, Ann.*

5; 146, Ann. 4)

(73) *エーベルンハーマーク Heuberger, op. cit., S. 165 ゼヌスヨウ
税金徴収の御託書 (privilegium, hantfest) エーベルンハーマークの御託書 (litera) ゼヌスヨウ化した相出
御託書が作製されたものである。この君主御託書 (古文書学上之御
文書) が、御明示啟上用紙の正章を用いた捺印御書である。*

伯領ティヨール一四、五世紀における官職譲与（一）

証書主文本旨 (Dispositio) を将来にわたり確固たるものにす
るため捺印をおこなうの旨は、文書主文末尾 (Corroabatio)
で述べられたが、これによると、印章は君主のみが捺す以外
に、君主と並び共同捺印者もみられた。⁽⁷⁵⁾

しかし、君主による処分の文書に添えたこの共同捺印者の捺
印が、果たして厳格に「第三者の法行為についても權威ある認
証を与え」る捺印 (Siegel in fremder Sache) であつたか
は疑問である。けだし、共同捺印が第三者 (君主) の処分に対
する同意の意思表明であつたとき (換言すれば、第三者 (君
主) が処分に際して共同捺印者の同意を必要としたとき) は、⁽⁷⁶⁾
それは第三者の法行為にてなく共同捺印者自身の法行為につき
行う捺印とみなされたからである。⁽⁷⁷⁾ 第三者の捺印が、本人の法
行為の「同意」ではなくまさしく法行為の「証明」を示す (この
場合の捺印者が「法的効力を付与する權威的捺印者」⁽⁷⁸⁾ である)
事例は、われわれのあつかう文書では、後述の官職譲書 (この
請書は文書部記録簿に登録されたものである。) にみえる。こ
の文書の結文では、本人 (官職就任者) は第三者 (ここでは騎士
身分) の捺印を頼請し、懇請と被懇請者による捺印との事実を
証人 (Zeugen der beten um das insiegel) によって証明し
ている。この場合、被懇請者は文書の内容が眞実であることに
つき責任をもつが、文書の内容の法的効果には関わらないこと
を示すため、被懇請者の捺印行為が被懇請者當人 (および彼の
相続人) の損害とならぬ (an schaden) ことが述べられた。
このようにして、「本人が自分自身の事柄のために捺す印章

と、高貴な身分の者および定評ある団体が第三者の事柄のため
に捺す印章とは、「(当時の) 一般的の観念によれば、もともと國
王証書のみが獲得した完全な証明力と非難不可能性とを「私証
書に対し」保証した」のである。このような捺印証書は、受取
人作製文書をますます稀なものにし、また、トリエントはいう
までもなくボーッテンやブリクセンにまで進出して、いたイタ
リアの公証人作製公正証書 (Instrumentum publicum) をも
抑えた。これらのことには、ティヨールの君主証書が、私証書
のもつ一般的趨勢以上に、特に忠実に国王証書を模範とした事
情 (因みにマインハルト一世と皇帝権力との密接な結びつきを
想え) も関わっている。かくしてかつて国王証書において起こ
った (すなわち「[國王証書は] やがて最も確実な証拠方法と
なり、私証書の模範となつた」) と同じことが、ティヨール君
主の文書部作製捺印証書にも他の私文書に対し始まつたのであ
る。

(74) 高級聖職者個人とともに司教座聖堂参事会もすでに古
く自身の印章をもつたし、世俗諸侯個人とともに一二世紀
後半より一三世紀とは、都市当局も固有の印章を行使した
(Bressau, op. cit., S. 709—710)。が、領邦の文書部
が自身の印章をもつたか否かは文献にはみえない。ただ、
バイエルンでは、大公の印章が文書部書記官長に預けられ
た (Rosenthal, op. cit., S. 268.)、がこの意味での文書
部印章がいえるかも知れない。

- (72) 一函（＊ナム一太公）の封印の實入れ、1106年1月1日。Und daz daz also stete und veste beleibe, so hab wir diesen brief versiegelt mit unserm ...insigel und mit den insigeln unsere getruuen Vir-
- (ich) des Ruhmer. H (ainrich) von Rothenburg unsers hofmaisters, H (ainrich) des marschakes, Wer (nhers) von Tablat und Her (mann) Bing. (Zauner, S. 57, Nr. 14.)
- (73) 木村豊（アヤクルコト者）史学雑誌十七の「...」1頁。
- (74) 「父ノイハムニルヒは異なり、オハムーゼ」政務は「...」側近顧問（宫廷官職保有者）詔（72）の共回捺印（御墨留）のみならず、ハートの有力者（potiores terrae）の回捺印が束ねられた点は、Jäger, Geschichte der landständischen Verfassung Tirols 2—1, S. 15—16参照。
- (75) Vgl. Redlich, op. cit., S. 119. 木村豊前指論文は、「卯〔カムカタイク修道〕詔を当事者の一方とみなす」を証書せ、(一)院長、(二)修道士令の11印を以て四回院総的な証明力をもつたと述べ、修道士令の印を「第三者〔の〕場合院長」の法行為じつて權威ある認証を与へる印章となるが、この印章の意味も本文のひとく解釈でやむを得なか。
- (76) 累（2）の本文参照。
- (80) Redlich, op. cit., S. 120.
- (81) Ibid., S. 119.
- (82) Ibid., S. 129.
- (83) フーハムの公証人ヤコブ・ハースはすばり1111年1月エミラの現では最初の公正証書記録簿を作成した (Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, I, S. 371)。
- (84) これで説明すれば次の通りである。他の領邦史に対し領邦ティロール形成史上決定的に重要な点は、ハントベック・リシャフトが後世伯領ティロールとなる全領域をおねぐいたトリハント、ブリックゼン、クールの「辺境聖界諸侯の支配を克服する過程ではじめて生れた」(Hellbling, österr. Verfassungs- u. Verwaltungsgeschichte, S. 56)ことである。ティロール伯はいわゆる問題であつたのは、後世伯領の枢軸部を形成した地域（ハントベック）をひらくしかも強固に支配したトリハントの宗教権力であった。この点は文書作製の上にも示されおり、この領域にはすでにとはやくから公正証書（Notariatsinstrument）が支配していた。ティロール伯はエーフチ・ランクトに付しルードルフ・フォン・ハーブスブルクの權力を背後にえて領域権力を樹立しようとしたのであり、これは、文書作製上の當時ニイに支配した捺印証書とイタリアの公正証書との融合の企てにあらわれた。当初は公正証書の個々の文書定式の模倣が君主証書についてみられたが、次第に（ほぼ一一七〇年代初期以後）それも統となり、ついに公証人は君主証書の作製には携わらなくなつた。（ただし、君主がランクト裁判所等の諸役人に向つて發

伯領ティロール一四、五世紀における官職譲与（一）

する一時の行政令状 *littera* は公証人によつて作製された場合もある。註 (83) 参照。捺印証書の漫透を因る君主は、つゞいて公正証書の効力に關し規則を發布し、本来無捺印の公正証書に対し君主の印章が捺されるまでに至つたのである。（このことはすでに一二世紀末にトロイエント司教が個々行つたことではあつたが） Heuberger, op. cit., S. 61—63. 以上のように、文書作製上の様式の変化によりても領域権力の確立度が計られうるわけである。

(85) Vgl. Bresslau, op. cit., S. 693.

(86) マインハルト・ヘルトベルト・国王との結びつきは註 (84) にふれたが、ゼルヒ・マインハルトは後の国王アルブレヒトの舅であり、且つ若きシュタウフェン家の王コンラードイ・の祖父でもあつた。マインハルトの親皇帝向は、ティロール領邦形成の先駆者アルベルト三世（一二五三年没）以来のものである（前掲拙稿、一二四頁註 (5) 本文参照。）

(87) 国王文書部とティロール文書部との間を書記職を通じ媒介したブリックゼン、トリエントの司教ないし両司教座聖堂参事会員の働きも無視できない。また会計報告書には一四世紀初め国王書記官のひとりがティロールに土地をえて居住してゐたらしいがゆえか。*Hem deficiunt de plebe in Floweringen libre 40 de quatuor annis nuper preteritis remisse domino Hartmaro notario regis Rom-*

anorum et amplius non deficient. (1310 Febr. 16 Tirol. Hertenberg 載載圖 H 58, 3)

(88) ミッタイベニリーヴリツル、前掲書、110頁。

(iii) 新文書部は、以上のじとき捺印証書を作製し、あることは記録簿に記入登録しただけではない。領邦行政の発展に応じ新たな筆記活動が始まった。すなわち、同文書部によつて、一七八八年に伯領チロール最初の大規模な土地台帳が完成⁽⁸⁹⁾。また同年より大量の会計報告書が記録され、さらに一二〇〇年頃には領邦全ラント裁判区・直轄領、そして関税所、塩坑所、貨幣鑄造所等の年間収入の項目別一覧帳が書き上げられたのである。このようにみでくると、文書部の発展は、財務行政上の必要にいかに大きく依存していたかがわかる。

以上と並び形成期ティロール文書部の新らしい活動は、君主発行証書に書記官が加えた書き込み⁽⁹⁰⁾、⁽⁹¹⁾の制度であった。これが最初は一二一四年五月七日付文書における書き込みである。（従つて、この時代は上述の時期に比べ文書部がすでに強固に確立していた時期ではあつたが。）この文書は君主ハインリッヒの授封証書（文書は羊皮紙原本）で、この裏側に表側のテクストと同じ手稿で *Nuncius Heinricus de Vilanders* と書き込まれている。これが書き込みの制度である。（書き込みは、原本、草稿、あるいは記録簿にもおこなわれた）。上掲例の「伝達者ハインリッヒ・フォン・ヴィランダース」とは、君主の当該授封行為を文書で認証すべしとの君主の命令（ただし

これは、改訂者に直ちに手渡されたる完成稿＝原本でなく、草稿の作製命令をふくむ文書部書記官に伝達した者であつた。すなわち、近くイターランチは文書作製命令に対し形式的責任（つまり文書内容に関する責任ではない）を負う人物である。書記官はこの者の名を記すといつて、しかも事情によりては書き込まれた名を引き余すことなく自身の文書作製に関わる責任を果たそうとしたところである。

ところで、この文書部書記込み制度には前史があり、これは会計報告制度と関連づいた。すなわち、裁判区裁判官（また他の官職保有者）は、君主に裁判区（官職区）会計の決算報告を出す場合、君主（ならし君主の役人）がすでに裁判官に口頭・書面で発していった支払命令の事実を報告に加え、これを会計報告の筆記者が、*iussu domini ducis* (はこ) *iussu purcharvii* (トルクターハートの命令による) たるかた *per litteras domini ducis* へねらねられたのやうだ。上記のとおりのようすに君主（ならし役人）が当該裁判官に直接支払命令を立てた以外に、君主は支払命令を伝達者をして裁判官に伝わる場合があつた。このじよせは、会計報告書には、*iussu domini ducis nuncio N.* や *nuncius N.* と書かれてゐた。⁽⁸⁾ 君主の出す文書作製命令の伝達者を書記官が当該文書に書き込む制度は、このじよせ、君主の支払命令の伝達者を会計報告の際に記す慣行から生れた。ここにも、財務行政と文書類の活動とにねける密接な結びつきが知れる。⁽⁹⁾ 他領邦に先んじた伯領ティロール文書部の君主は書記官込み

制度は、帝國邦行政における書面行政がいかに高度の段階に達したかを示すものである。

(8) Redlich, op. cit., S. 158, 165. ヴィルヘルム(11世)
ホフマン

(9) Vgl. Stolz, Die ältesten Rechnungsbücher

deutscher Landesverwaltungen, HVj 23 (1926),
S. 87—8.

(10) 1 裁判区 (Thaur 裁判区) の本領の紹介がれば
次の通り (Kogler, op. cit., S. 696ff.)

Symma reddituum in Tauer.

Veronensium marce 36; libre 2½; siliqinis modii 1 38 ¼; ordiei modii 90 minus galveis 2; avene modii 92 ½; equi vecturales 169; porci 3; armenta 20; oves 190; scapulae 36; agni et edii 11; auereres 15; pulli 64; ova 840.

Item Veron. libre 7 de hominibus in Vompe.

Item de bonis empliis ab illo de Vellenberch libre 74.

Item de officio ibidem dantur marce 20.

Item pro steura generali marce 30.

Item de decima in Arzelie dantur marce 10 vel 11 vel 12 maret.

Item de steura in Halle sicut occurrit.

Item in anno tertio dantur oves 40, agni 40 in

Arczelle.

Item libras 5 dat Eberhardus Huber pro exemptione

omni anno.

Salina salvit secundum quod occurrit.

(82) ベルトランセ R. Heuberger, Die ältesten Kanzleivermerke auf den Urkunden der Tiroler Landesfürsten, MiÖG 33, S. 432 ff. Vgl. Otto H. Stowasser, Die österreichischen Kanzleibücher vornehmlich des 14. Jahrhunderts und das Aufkommen der Kanzleivermerke, MiÖG 35, S. 707 ff.

(83) Heuberger, op. cit. S. 455—467. ベルトランセの資料 (Nr. 1—Nr. 33, 1314~35年) や「御書院」御書院みなかぐれ人名 (つかぬらテノ類名, テクストがムマツ語文のムマツ然の) や、圧倒的に記録簿上のもののが多。やだ、書かれたみは、テクストに直ぐ繋げられる場合 (主に草稿上のもの)、あることはテクストの直ぐの右の真中あたりに特に二重の線で枠づけられる場合 (主に記録簿上) のが、記録者と書き込む者は同一人物) 等である。

(84) やがて、命令に違者の形式的責任から文書内容上の実質的責任が発展する。この場合は、伝達者たる人の構成の面で新しい特性が生まれたが、これについては第二節で述べるといふことだ。

(85) つまら書かれては「もとよりただ文書館を擁護する」

伯領ティロール一四、五世紀における官職譲与 (一)

4 (Deckung der Kanzlei) ベルトランセ (Stowasser, op. cit., S. 716) や「御書院」御書院が

書かれたものに記載が用いられ、誰か文書館に記載せば誰

したが、を記憶に留めようとしたのである。「御書」や

「書」御書をもつ君主証書がそれ以外の君主証書には

べ少數 (オーバーライア) では、「トルト」(トーリト) (1111) — (1118) トーリーの君主証書中のみ。 | 1118 Ibid., S. 708) ベルトランセ。

(86) ベルトランセの御書院 (1119年) | 1118 Jacob Hosserius の著者 Heuberger, op. cit., S. 441. Ann. 5) や「御書院」。

Item domino Vtoni de Slandersperch marcas XX per literas domini ducis. Item Vilino de Lewenberch marcas X iussu domini ducis Ludwici Item Dietino de Furmian marcas XX per literas domini ducis Ottomis; Item magistro H (einrico) Schitterio marcas X per literas domini Ludwici et marcas X nuncio Jacino Valerio. Item Vilino Wagenchnecht libras XII iussu domini ducis Ludwici nuncio Kennengast; Item Chunrado Marstallerio per literas ipsius Chunradi.

(87) Redlich, op. cit., S. 167 ff. ガルトローネの場合は最もまだ、帝国文書館ではカーラ・因世時代に、領邦では一四世紀中頃にみられた、オーバーライア (オーバーライア) 四

世代（一三五八—六五）に多くなり、この場合もやはり *nuncius N.* とだけ述べられるのでなく、例えば *dominus dux per Ch. notarium camere nuncianit et postea per se ipsum audiuit in consilio* (133) と書き込まれた。（因みにこの一三七三年の一例に示された書き込みは、君主が財務部書記官をして文書部に伝えた命令が、文書受取人に直ぐにも手渡しできる完成稿＝原本の作製命令であったことを物語り、この点で上掲ティロールにおける草稿作製命令とは異なった。）

(四)さて、既述した（俗人）ラウレンツ以後の宫廷書記官長は、ケルンテン在フェルケルマルクト (Völkernmarkt)⁽¹³²⁾ の修道院長ハインリッヒ（一三三六年没）であった。彼は君主ハインリッヒが一時（一三〇七—一三一〇年）ベーメン王となつたとき君主とともにベーメンに随行し同宫廷で活動⁽¹³³⁾した。これに對しティロール宫廷文書部の実際上の指導者は、ブリクセン司教座聖堂参事会長（一三〇五年参事会員になる）フリードリッヒ（彼はマインハルドが市民の女との間に設けた庶子、ファミリアーリスの称号をもつ。一三三〇年没）であり、彼の活動によつて領邦文書部は中央行政において確固たる地位を築いた。⁽¹⁰⁰⁾（文書部の実際の指導者たる彼の地位は、君主が書記官長ハイニツヒとともにティロールに帰還した以後も変化なく、ハイニツヒ自身は通常常文書部の実務には就かなかつた。）フリードリッヒはすでに一二九〇年代に文書部に籍を置いており、会計

報告書にしばしば名をみせるごとく、一三〇〇年頃以降財務行政をも管掌した。自らも財務行政に明るかつたことが、彼指導下の文書部の發展にいかに寄与したかはおのずとわかる。

ティロール文書部記録簿の作製こそは、まさに、このフリードリッヒ書記官の活動に負うのである。ティロールにおける最初のものは、一三〇八年君主オットーのもとで登録記入がはじめられハインリッヒの統治初期の一三一五年まで続けられた記録簿である。⁽¹⁰⁵⁾

ティロール文書部記録簿の作製こそは、まさに、このフリードリッヒ書記官の活動に負うのである。ティロールにおける最初のものは、一三〇八年君主オットーのもとで登録記入がはじめられハインリッヒの統治初期の一三一五年まで続けられた記録簿である。⁽¹⁰⁵⁾

（i）当記録簿に収録の君主証書のはば六割は彼ひとりにより記入され（残りは九人の書記官により記入）（君主証書作製者と記録簿記入者とは同一人物であった。）、（ii）収録諸証書の登録順見出^(インデックス)し (*Nota in hoc libro sunt privilegia infra scripta*) の三分の二は彼の筆になり、さうに（iii）他の書記官が記録簿に記入登録した場合でも、登録内容につき彼が後で修正の手を入れたこともあつた。ドイツ諸領邦における最初の証書記録簿は、ヘンネガウでつくれられ（一三〇五一〇八年、伯ウイルヘルム一世）、その後、トリエル（一三一三年、バルトウイン大司教）、レーゲンスブルク（一三一三—一四〇年、ニコラウス司教）、オーストリア（一三一三—一五年、フリードリッヒ美公）、マインツ（一四世紀初期以降、ゲルハルド二世大司教）、と続く。⁽¹⁰⁷⁾多くの領邦と都市とによって記録簿が作製されてゆくのは一四世紀の後半であり、また上記した領邦においても記録簿制度が一層整備されたのはこの時期であり、この点で、ティロールにおけるそ

れば半世紀以上も伯領邦に先じてこだしかがわかる。やがて公トドサ直接われわれが参見できるトロイスクトウナーブラの原本を素材にティヨール文書部記録簿を簡単にでも整理しておあたる。

伯領ティヨール一四、五世紀における官職譜与（一）

- (8) 1311〇年1月1日ヨーローネ(英語)ドは記された公正証書にみべん個人標題⁸ in presencia domini Friderici summi prepositi ecclesie Brixicensis, magistri Henrici prepositi ecclesie in Volchenmarcht notariorum curie subscripti regis. (Heuberger, Urkundenwesen., S. 149. Ann. 5)
- (9) ノの註題⁹ ヴィーナンツヨーローネ¹⁰ Anweisungssystem が導入された。從来ベーベンドルフ君主の債務録用は土地の單なる贈母である結果たる原始的方法がおこなわれていたが、ハインリッヒの時代より君主施行實入れ証書があつねれた (Ibid. S. 120)。
- (10) 各種文書部帳簿¹¹などに記の井戸世襲地¹²、支拂書草稿書 (Liber notularum domini F[ridrici] prepositi Brixensis incepit anno domini MCCC XXV)、支拂書 (liber expensarum domini F[ridrici] prepositi Brixensis) 等 (Ibid. S. 159. Ann. 5)。井戸世襲地の繪圖書¹³等の井戸の帳簿をはじめに (Postmodum invenimus est ipsum Guidonem dedisse ad expensas domini H. regis in nuchiis domini
- factis in Innsprucka in anno CCCXXVIII. de pred-
iti prepositure Innsprucka....prout patuit in libris
expensarum domini F[ridrici] prepositi Brixensis
et in libris Vrlicis notarii coquine et in libro
studentis. 1328 Nov. 16 Tirol. ハベトシカクの監修
理人 Guido v. Florenz オホニ報知 H268. Ann. 5)¹⁴
- (11) 彼せ共に高等政治に専念した君主の公使として出現。例¹⁵ item pro expensis domini H [enrici] prepo-
siti de Volchenmarcht missi ad ducem Bavarie pro
expensis et precio navis Veron. libras 14 (1316 März
23. Zenoburg. ハルザウ所管領の公使報知 H 173. 6) 彼が然くの私室標題¹⁶ (Vrlicus notarius domini
prepositi de Volchenmarcht. 1313 Juni 18: Rupinus
notarius domini [Henrici] prepositi. 1320 Aug 9.
Sterzing; Churradus notarius domini H [enrici]
prepositi in Volchenmarcht. 1325 Sept. 21. Innspr-
uck. H 149. 7) オホニ報知
- (12) 事代¹⁷の官職譜の巻頭 (編著: 赤銅史研究) HH' 九五
頁出 (1) 標題¹⁸、井戸税地¹⁹の開拓者 (同) 1118頁出
(2) 標題²⁰、井戸税地 (Item Ludwico notario canere in
debitis domini marcas 20. Hoc constat mihi F. pre-
posito Brixensi. 德意²¹ Salurn オ Kellner オ
井戸税地の文書) ハーメルク田典書が書か入れたもの。

- (103) 一級 Bresslau, op. cit., S. 144, 741 総説。
- (104) Zauner, op. cit., S. 21.
- (105) H. Patz, Neue Typen des Geschäftsschrifftgutes, Vorträge und Forschungen XIII, S. 41 ff. (レーベル W. C. 384 (44枚〇葉 15×22cm) やばか)
- (106) Zauner, op. cit., S. 33 の題記御心廻繩トカベムン
- ◎ 一級地帳。
- (107) Redlich, op. cit., S. 163; Zauner, op. cit., S. 26 ff.; Patz, op. cit., S. 42 ff.
- (108) 地代簿 ネーベルト リークルネ Pfandregister, Lehenbuch の成立、ねむむひだらの個別登録簿より一般登録簿への発展を想え (Stowasser, op. cit., S. 603 ff.)

記録簿は、君主がいついかなる内容の文書を発行したかを概観するなどの行政上の必要から、文書部において作製された。それは君主発行文書の登録集（ないし要録集）であり、しかも登録された諸文書が一目で見分けられるように登録文書の登録番号順に見出しが、記録簿の表紙の直ぐ後にさし込まれた一枚の紙片（四頁分）にすぐでラテン語で一覽表記された、すばらしい見出しがわかる通り、登録文書はいくわざかの例外を除く、君主証書のなかでも特權状と呼ばれるものであつた。この内容は、多くは個人の土地・家屋等の質入れ貸貸借で、次に官職の質入れ貸貸借、その他負担の免除、特定裁判所の保障等である。このような特權状は、もはや単なる証明証書

ではなく、別該特權状の発行によつてはじめて、特權状の内容をなす君主の持取印（例えば、土地の質入れ行為）が完結する（11）。

（11） これが証書である。

ふつて、記録簿はこのように君主発行文書の登録の集成であつたが、本節冒頭より知れるごとく（すなわち官職請書の場合）、君主が受け取った文書（到着文書）が、これと関係する君主発行文書と並べて通常の君主発行文書記録簿に登録された（12）。君主が受け取った文書（到着文書）が、これと関係する君主発行文書の記入に直ぐ続いて収録された。従つて、この記録簿君主証書の記入は、（13）

もつては場合には、「厳格な意味の記録簿とはいえない」（14）が、他面、領邦文書部が時とともにますます整備されても（15）（十四世紀後半期以降）と、行政の必要上到着文書の記録簿が出現する（16）ことにも注目しなければならない。（すなわち、到着文書簿 写 築（謄本帳）である）

君主証書は通常、その原本が文書部より受取人に手渡される前に、記録簿に登録記入されたのであるが、その堅いく稀には証書内容が見え書の形で、従つて証書発行者（君主）を第三人称にして記録される（一件書類登録方式）こともあつたが、ほとんどの場合証書の内容となる文書が（確かに形式的文書等 etc. と省略されたが）ほぼ証書の文字通り、従つて証書発行者を証書内容通り第一人称で記録された（完全登録方式）。この意味でティロール最古の記録簿（一一〇八—一五年）はいわば完全登録簿と呼びうるものであつた。

ところで、君主証書の記録は一一〇八年にはじめて産まれた

伯領ティロール一四、五世紀における官職譲与（一）

のではなく、それ以前にすでに文書部で企画実行されていたが、このときの記録方式はアクトレギスターの形がとられていた。すなわち、ます君主の法取引の年月日が記録の冒頭にあげられ、次に法取引の内容が君主を第三人称にして簡潔に述べられていたのである。⁽²⁴⁾ この記録は後に草稿を作製するための準備的な覚え書きであった。われわれがさしあたって知りうる一二〇八年以前のこのようない件書類式覚え書きの記録は、一二九六、一二九七⁽²⁵⁾、一二〇六年⁽²⁶⁾、一二〇七年⁽²⁷⁾のもので、これらは、当時文書部で大量に作製されていた会計報告書の中に挿入された。従つて、ティロールにおける記録簿は、そもそも、会計報告書の内容からの一分歧として出発したのである。（ここにも、既述文書部書き込み制度の場合と同じ事態——すなわち財務行政と文書部の活動との結合——が知れる。）記録方式のアクトレギスターからフォルレギスターへの変化には、トリエンントおよびブリクセンの両司教領でおこなわれていた封帳簿等の公簿制度からの影響がある。

次に記録は何にもとづいておこなわれたかをみよう。これには次の三通りがあった。すなわち、稀に（イ）完成した原本の筆写による記入、がみられたが、ほとんどの場合（ロ）原本完成以前の草稿そのもの（つまり草稿原本）が草稿起草者自身により、草稿完成とほぼ同時点で記入された（この場合、草稿原本が記録された後にこれにもとづく完成稿）原本の作製をみる）、および（ハ）草稿完成後これに従い原本が作製され、当原本にもとづき改訂を受けた草稿

（草稿エントラーフィーク）が記入された、という三通りである。

（イ）とは異なり（ロ）（ハ）では草稿の記録簿記入の際に種々文言が訂正された。ところで登録文書のクロノロギッシュの面をみてみると、登録された文書の登録順序が当該文書自身の発行年月日の順序と一致しない（半年から数箇年の開きがある。）場合がしばしばみられた。これはとりわけ、上述（イ）の方法（すなわち、すでに完成して受取人に手渡っている原本を当の受取人なしの相続人が文書部に提出し、これが筆写記入された）、および（ハ）の方法（文書部に水く保存されていた草稿が筆写記入された）に帰因する。それでもかかわらず、われわれの文書部記録簿は、（ロ）の方法による記録が比較的多數を占めるため記録簿を概観したとき、文書の発行年月順の登録記入がほぼ維持されているのである。

このように、君主証書の記録は、ほとんど証書の草稿（これが原本であれ写本であれ）に依り、この意味で記録簿は草稿簿といえるものであったが、しかし、記録簿に証書草稿が登録記入されることは、その法的効果の点で、登録されたものの原本自体を所持することと何ら変わりはなかったのである。この点は、形式的にも、上述のごとく記録の方法から直ちにわかる。すなわち、登録された証書は大部分草稿原本であり、これが、受取人に手渡される完成稿（原本）の作製の際の手本となつたからである。のみならず実質的にも、ラント裁判官が原本ではなく記録簿に記入されている文書を証明のために引き合いに出すことがあつたことから知れる。この後者の

録記入せられたことだけで（すなわち原本が作製され受取人に交付されるまでもなく）、草稿内容の法行為は完了するという法観念が発展していくのを窺ひ得るとれよう。實際、ティヨーロハにわたて一三四八年から一三六三年にかけて、君主証書の草稿自体の集成である草稿簿がティヨーロール伯のブランテンブルク辺境伯ルードヴィッヒ（ヴィットヘルスバハ家）、および子マインハルト三世の手で作製されたもの⁽¹³⁾、かの觀念の產物とはみれないか。

こゝれにせよ、以上の意味において、次の点が指摘しある、すなわち、証書記録簿をはじめ各種文書部帳簿・官庁業務帳簿（会計報告書、課税台帳等）の作製整備の進展とともに、「原本のもの本来の文書実体は、原本文書の發行数が巨大に眼上がいくにもかかわらず、その重要性と意義との点では、〔証書記録簿等の領邦・都市における公簿制度の背後に〕後退する」⁽¹⁴⁾のである。このようにして、本節冒頭をふりかえるに本稿が中心とする官職譲渡証書、およびその他官職譲与の文書の一部、を収録する記録簿あるいは草稿簿のもの歴史的位置が理解じあたであらう。

(13) 見出しの作製は最初の登録年である一三〇八年から始まつたのでなく、一三一一年春にこれまで三年分三四の登録文書につき一度に見出し作製が起つたことより開始、第三五番目の登録文書より見出しの作製はひとつ登録に

つかひひとつの見出しど順次登録したもの始めた。初めを紹介すれば次の通り、(4) *Primo privilegium quondam Abboni Winzurii de Tyrol.* (5) *Item privilegium Chiemmonis de Sterzinga.* (7) *Item privilegium nobilis viri de Aschau, quod habet Wernhardus de Innspraka...* 必ずしも全部の登録文書に見出しがつけられたわけではなが、見出しきもたない登録はじく稀。

(14) 例えば、君主に質入れされた所領からの収益明細(Zauner, Nr. 128)、檢裁判区が収める厨稅(steuera coquinaria)類の1箇(Nr. 171)、大公領ケルンテンに属する若主直轄領の明細(Nr. 172)、領内の祭市へ旅行する際の君主よりの保護をうける他領都市(Como, Verona, Bergamo, Pergamo等)1箇(Nr. 174)。この文書部が單に Beurkundung の業務だけなく、領邦財務行政の領域に開拓したことが知れる。

(15) これは次の二点の理由による。(イ) 特權状は、君主と相手方との間に継続的な法關係（相互的義務關係）を設定するものであり、この点で、諸役人に對する命令、通達、委託を内容とする令状（これは羊皮紙特權状に対ししばしば紙片であるた）はその一回的処置の点で、新たな法狀態を創る特權状に比べ重要性が少なかつた。(ロ) 後述のことと、記録簿は草稿簿たる性格をもつていたのであり、この点で、特權状とは異なり前もって草稿が作製されことなく直接紙面に書きおろされた令状は記録簿に収録

やれやな。Heuberger, op. cit., S. 310. 卶状が収録されなかつたる事、おそれわれの眼からみて、當時の行政の不機をあらわすものである。

(12) やの登録文書の見出しおもて(1) 気(1111五年八月10)ニ

ハーロー(2) Item *privilegium domini Seyfriai de*

Rolenburch super obligacione duarum curiarum in

Frutzens, in Cholsatz pro marcis CC, anno CCCXV

et nichil defalabit (Zauner, S. 45, Nr. 152) 480

(13) (11111月1日) Zenoberg) Item *privilegium*

Nyk(olai) notarii de Sterzinga super locacione curie

in Ertzler (Ibid., S. 36, Nr. 44)

(14) 気(11111年八月1日) ハーロー(2) Item

privilegium domini Ch(benrad) de Vienstein super

iudicio in Vitinis pro marcis V milibus et defalabit

omni anno marcas CCV. (Ibid., S. 39, Nr. 63) 480

(15) (11111月1日) ハーロー(2) Item *privilegium*

quondam Nikolay et Danti de Florencia super loca-

cione thelonae in Aniro et in Tella. (Ibid., S. 38,

Nr. 33) 気(11111月1日) ハーロー(2) 480

nichil defalabit の意味は第III節参照。

(16) 気(11101月1日) ハーロー(2) Item *unum privilegium domini Virici de Cordo*

puchgravi Tyrol(is) super exemptione steure et
culte bonorum suorum iacentium in plebati Enne

(Ibid., S. 37, Nr. 12)

(17) ハーロー(2) 晩十回のたぬ。11111年川用

1田タニーカ) Item *privilegium fratrum Theotunic-*

orum super facienda iusticia solum coram domino

in Tirol (Ibid., S. 38, Nr. 35). やの押擧印の複数

(1311 März 1, Gries, 晩) Item *privilegium*

quondam Vischpeckonis super bonis feodalibus et

censualibus) (Ibid., S. 38, Nr. 36).

(18) 確かに登録文書の大半分は起主の買入れ証書やめいた

が、しかし本文のいふ他の証書も収録されたのであり、

従ハーロー(2)の記録簿は決して質記録簿(ハーロー

ベリト)の個別記録簿から出発した。註(3)参照) では

かく最初から一般記録簿たる地位を占めた。

(19) O・ハーロー(2) は爲証書のマルクマーク(ただし現

実の行為証書が以テのマルクマークすぐれて必ずしも佛ハ

てこねわむばはは)を(→) 誰人証明に代わって捺印証

明が登場する。(ロ) 証書テクヌーが行為者第一人称(Nos)で述べられ、(ハ) 法取引の文書には過去形でなく現在

形(本ハド donamus et tradimus)が用ひられる。

(20) 動詞現在形と結びて現在を示す付属語(本ハド

profitemur presencium in tenore; wir...verjehen

mit disem prieve) が見出される。Redlich, op.

cit., S. 121 ff.)。

单なる證明証書から複証書への転換せ(11111年川用)

こゝたが、この転換を規定したモメンツが果たして証書発行者の捺印行為（A・シルクに代表される見解）かビ
闇」⁽¹¹⁾ Heuberger, op. cit., S. 84ff. に注四⁽¹²⁾ からわかれ
彼は「や」行為証書の成立は直接捺印の現象には帰せられ
ない（無論捺印は間接的に行為証書の成立を促進はした
が）。行為証書の成立は「III、四世紀といつ特定の歴史段
階自身に求められる、すなわち法取引の活発化からくる文
書証明の大量化現象、法取引に書面を用ひるがゆゑや
当然とみなされた時代觀念、よりはじめて行為証書の成立
が説明でき。換言すれば流通經濟（例えばティロールに
おいてはハイレンツ、商人の金融活動）の必要から、ある
いは領邦の拡大する行政の道員が必要か、單なる證明証
書より行為証書への転換はおのずと起らるのであり、捺印
行為は進展しつつあつたこの転換——文書の有する意義に
おける一定の發展傾向——を全体として完へさせたにすぎ
なく、行為証書への發展にとって決して決定的な要素では
ない。以上のホイブルガーの見解は今なお具体的実証を要
するが、証書の發展を経済あるいは國家行政と関わらせて
説明した点できわめて示唆的。（なおH・ブレバウは、
印章を捺すだけでは行為証書とは云ふなく、捺印証書が相
手方に現実に手渡されてはしない（けだし印章が捺され
た後でも証書が捺印者の手で破棄もれたから））而証
書の発行による法取引の完一がみられた、と述べる、
Bresslau, op. cit., S. 693. Ann. 2.

(11) Redlich, op. cit., S. 162~3.

(12) Patz, op. cit., S. 42.

(13) Redlich, op. cit., S. 163, 166.

(14) 一覧（1311年1月1日クリーク、君主はハイレン
ツ、出島市邸ビーナスドニヤクヨーハンの關稅所を
管轄。）*Nota anno, die et loco predictis idem dom-
inus rex locavit Jacobo et Phylippo fratri suo de
Rubeis de Florenc(ia) et eorum heredibus thelonea
in Inspruk et in Bozano, qui expeditivit dominum
regem de marcis CXXXIII, libris III, grossis IV et
Lobinum, ciuem de Ratispona, de Ver(onensium)
marcis DC sub omnibus prioribus conditionibus sive
partis. A (vno) d (omini) MCCXLI. in kalend.
marci. (Zauner, S. 75, Nr. 34) 日期の*Nota anno,*
die et loco predictis 云々、直訳に登録された圖じへ照
相所質貸の文書（註⁽¹⁵⁾の後者例）の日附場所を指す。*

(15) Zauner, S. 60, Nr. 19 (君主はインスブルックの税
関吏に牧草地を敷紙、1309 Sept. 7) を例にしつれば、
省略せ（イ）前文では文書発行者（君主）の名と称号
(Intitulatio u. Inscriptio)、（ロ）本文では文書保護
規制 (Sanctio) と書籍認文書 (Corroboration) やなむ
ち証明のため捺印をする旨の文書で、これが省略される
は稀）、（ハ）結文で、証人欄 (Subskriptionen) であ
り、「君主が云々かなる内容の文書を発行したか」の本

米の行政上の大要へ其の直轄領をもなす大領(マガーリー)

(§) Heuberger, Kanzleivermerke, S. 439.

(24) 1. 署(裁判所の實質)。Anno domini MCCCLXXXVI

X. intrante Mayo dimisit dominus dux Otto Jacklino

filio iudicis de Griez judicium et officium in

Serntina a futuro sancti Urbani festo ad annum

pro marciis XX et insuper conservabilis castrum in

expensis factis suis. (Gleichzeitiges Rechnungs-

buch, I. C. 280 f. 88 f. Stolz, Vergabung, S. 379)

(§) 1. 署(トマス・ハムの公證書(公証))。Anno

domini MCCCLXXXVII VIII exente Februario

in castro sancti Cenonis dimisit dominus Bochino

de Florencia et sociis suis casanas in Buzano ab

epiphania domini transacta ad IIII annos pro CXX

marcis anno qualibet et casanas in burgo Enne.

(Ibid.)

(§) 1. 署(指揮官の實質)。Anno domini MCCCVI

dominus locavit monelam in Merano Chuenino et

Achterio aurificibus a Kalendis Marci eiusdem

anni ad tres annos integros pro marciis CCXXX Ver-

nensibus sub conditionibus notatis in privilegio

eorum. (Gleichzeitiges Rechnungsbuch, I. C. 277f.

1. Ibid., S. 380)

(§) 1. 署(財務部長官職等の證文)。Anno d. CCCVII

die XXVI Maii commissum est mihi [dem Schreiber des Raitbuches] officium vicedominatus.

Anno eodem die XIII Junii dominus locavit judicium in Mainenberch domino Wernhero de Tablat pro

servicio consueto. (Ibid.)

(§) Heuberger, Urkundenwesen, S. 322 ff. トヘンダルゲルゲルゼーの件記載。公正証書(公証人覚え書)を廻らした。しかしそれが外務省影響以上に主動力となつたのは領邦行政の必要から、あたわち文書部が君主証書の重要性を認識し始めたため、財務行政と文書部活動との余りの分化が重視。

(§) この記述は例えば次の通り。(ヘ) 草稿とは必ずしも存在しなかつた年月日あることは証人の文言(すなわち草稿結文)が、後に草稿の記録簿記入の際に草稿と同一であることは手書き加筆される場合、例えば草稿では結文最後の箇所に「Actum et datum Tyrolis in presencia……」とあるのが、その記入された箇所への添えられたのち、(タ)の右欄に「fidelium nostrorum Henrici de Rotenburgh magistri curie nostre, Vr(ici) de Vrantsperch (端人)の如様)。anno CCCVIII. in die sancti Lavrentii indic. VII. トヘルゲルゼー(ロ)同様に右欄に「damus et nosire liberalitatis gracia speciali」と付記が添えられた。

あるいは取引の相手方の名の箇所（この箇所は草稿では印出せないところ）に記入され、あくまで *et suis hereditibus utriusque* の如類がゆうの行の上に書き入れられね（（二）の事例は Zauner, op. cit., S. 64, Nr. 23; S. 65, Nr. 24.）（イ）記録簿に記入された草稿テクストの最後に *Habent privilegium super eo* なる原本交付の上の文言が付加される場合。この場合は原本作製後その現実の交付は、交付文書が記入された後になされた（Zauner, op. cit., S. 49, Nr. 4）。以上（イ）（ロ）（ハ）の訂正は文書部に残っている原本（（二）は第一の草稿）によつて立だ。

（19） Heuberger, op. cit., S. 299.

（20） Ibid., S. 312.

（21） Redlich, op. cit., S. 162. Ann. 3. いわせ L. C.

59をなす。おだシタムン・大公（一四三九—九〇）の

レジモ草稿簿が作製された。

（22） Ibid., S. 167.

（H）以上、領邦文書部の活動と記録簿の成立とを観察した。記録簿作製の歴史的意義が多少とも知れば幸いである。以下では本筋冒頭あげた（ア）（ル）（シ）（ウ）の一例の試訳をおこないたい。（（ア）には（イ）ラテン語文——ここには次節で述べるフィレンツェ商人の金融活動がよくあらわれ

ており、このためあえて紹介する次第である——と（ロ）ルイ・ツ語文の「便をひのあげる。全五例のうち四例は記録簿なし、草稿簿収録のもの、一例は原本。なお参考までに原文を添えた。」

（ア）（ハ）「予ハインリッヒはこの文書でも」と次の通り書いた。予は、ヨーツエン関税所税關吏フ・イ・レ・ン・ツ出身のヤーハ・フォン・ルーベインの兄弟たちで、フ・イ・レ・ン・ツ出身貴族バルース・フォン・ルーベインの息子たちでもある分別ある者フ・イ・リップ、ホルケールスおよびアルテシウス（の三兄弟）、彼らの伯父バントス、そして彼らの相続人、且つ同じ姿をみせた彼らの商會員、に對し、マランの予所有の公設質屋をそれに付属するすべての權利とともに質貸し譲渡した。〔すなわち予は〕彼らの先保有者であつたフィレンツェ出身のマールクスと彼の商合員とがかつてそのもとにそれ〔公設質屋〕を維持した〔と同じ〕あらゆる法と慣習のもとに、彼ら〔三兄弟〕がそれを利用し管理すべく〔質貸し譲渡した〕。〔やの際〕かの公設質屋および貸付額および担保をして個々種々のものに關して予よりかのマーレクスに与えられた彼の特権状のなかにみえるすべての箇条および取り極めが、彼ら〔三兄弟〕自身によつても有効に遵守せらるべきことを余は望む。上述プレスター・トル〔金貸業者〕たちは、その公設質屋より予に毎年ヴェローナ貨幣で七〇マルクを確かに支払うことを義務づけられる。この義務はフィレンツェのかのマーレクスの最終会計

報告日から始まるものとする。「その際」次の約定を「新たに」付け加える。すなわち、上述アレスター^トルたちがやがて保有するに至るその公設質屋「の保有」自体から予は決して彼ら「アレスター^トルたち」を「次に述べる事態が到来するまでには」遠ざけたりはしないことを。「すなわち」予がかかるフィレンツェのマールクスと彼の商会员とに對しかの公設質屋の件で拘束されており弁済を義務づけられたすべての債務「さらば」彼ら「マールクスと彼の商会员」による最終会計報告に際して彼らに与えられた予の令状にもとづき彼ら「アレスター^トルたち」が証明することのできるすべての債務、そして予の官廷書記官が「筆記し」携え、彼ら「アレスター^トルたち」のおこなう収支決算の報告書のなかでやがて明らかとなるであろうすべての債務、から「彼らアレスター^トルたちが」完全に解かれる〔=すべての債務を弁済される〕までは、予は彼ら「アレスター^トルたち」を公設質屋自体「の保有」から遠ざけたりはしないと。そしてさらに、かのアレスター^トルたちが既述公設質屋より予に支払うべきかの七〇マルクは彼らがこれを毎年余のためいかの債務の銷却に充当するであろう。「このことも予は新たに約定する。」この「メラン公設質屋の」貸貸を不動のものとするため、予は予の捺す印章の保護によって「効力を」強められた当令状を彼ら「アレスター^トルたち」に賦与した。以上がおこなわれ、文書が交付されたのは一三一四年一月一〇日グリースにおいて。⁽¹³⁴⁾

(a) (ロ) 「予ルードヴィッヒは以下の通り告示する。予は予の恩恵の続くかぎり、予の忠実なるハインリッヒ フォン エッセンロッホ伯「マインハルドの庶子」に対し、ウルテンの予の裁判区とそれに付属するものとをかつて予の別の裁判官が同裁判区において保有したこととあらゆる権利、収益、榮誉、慣行を含め譲渡しこれを委ねた。ついで予は、貴族であろうと否とにかかわらず裁判管轄を通じて同裁判区に所属するすべての人民に対し差別なく次のとく命ずる。彼らが予の名のもとに予に代わって、彼「ハインリッヒ」に対し予に向かうがごとく、予の榮譽と利益とに關わるあらゆる事柄につき心底より従順にして且つ援助を惜しまぬことを。予はまた彼に対し、裁判管轄にもとづき同裁判区に屬するすべての事項を自分に代わってあたかも自分自身がおこなうがごとく債務にあたる権限をもつ別の裁判官を、必要時に彼が任命し〔う〕る権利を賦与する。さらに予は、予自身、予の相続人および予の子孫の名において次の通り約束する。彼および彼の相続人が、正規の決算の結果まだ彼に対し予が負うすべてのもの「債務」を、予自身から、あるいは予が同裁判区を彼以後に譲渡する第三者から、清算され弁済される以前に、予は彼および彼の相続人を同裁判区より遠ざけたりしないことを。〔以上について〕文書が交付されたのは一三四二年の祝福されたマルガレートの祭日後の〔第一〕火曜日〔七月一六日〕インスブルックにおいて。⁽¹³⁵⁾

(b) 「予高貴なるベーメン国王の次男ヨハンおよび予ヨハ

ンの妻で神の御恵みのケルンテン大公妃且つティロールとゲルツの伯妃マルガレートは、この文書でもって以下の通り告示する。予らは予らの側近顧問の助言にもとづき次に述べることにつき一致するに至った。すなわち、予らは、予らの忠実なティロールのブルクグラーフ フォルクマール フォン ブルクシュタール、およびハインリッヒ フォン アンネンベルクを、予らが伯領ティロールのエツチニ渓谷とイン渓谷においていたるところに所有する予らのすべての所領管理区〔閑税所、貨幣鑄造所等を含む〕およびラント裁判区に対する〔予らのラント〕代官および命令官に任じ就ける。それゆえに、予らのすべての現在および将来の所領管理人〔税闇吏、貨幣鑄造所管理官等を含む〕と裁判官とは、〔所領管理区と裁判区どちらもたらされる〕予らのすべての収入を含めて彼ら〔両名〕に勤務を尽すべきである。そして彼ら〔両名〕は、予らがこの

「所領管理区、裁判区」収入より受け取るものを、所領管理人および裁判官から收取し〔これであって〕予らの〔ティロールの〕官廷属吏を給養し、属吏の職務経費につき配慮すべきである。また、予らの所領管理人および裁判官の何人も、彼ら〔両名〕以外の何者にも〔所領管理区、裁判区の収入から〕何ものを与うべきでなく、もし彼らが彼ら〔両名〕の同意なくして、予らの指図にもとづきあるいは他の何者かの指図に従い何ものかを彼ら〔両名〕以外に与うるときは、予らは、彼ら〔の当該債務負担行為〕に対しても、「相手方のために」清算をすることを義務づけらるべきでなく、それ〔彼らの債務負担行為〕は区收入〕から予もしくは予の後継者に対し、本年にはヴァロー

(c) 「予オーストリア大公にしてティロール伯なるフリードリッヒは以下の通り告示する。予は、予の忠実で愛すべきハイシリッヒ シュビース フォン シュビースに對し、シュタイン アム リツテンの城塞とその裁判区とをそれらに付属するすべての収益および賃租を含め、貨貸借およびブレーゲの方式で譲渡し、彼がそれらを忠実に保有し守護すべきよう予〔自身〕の管理に代えて〔彼の管理に〕委せた。それゆえに彼は〔予より〕通告を受けたときはそれらを予に返還すべきであり、〔また〕それゆえに、彼もしくは彼の相続人はそれ〔裁判

ナ貨幣で一〇〇マルクと刑事事件の裁判からあがる収益とを手渡すべきである。さらに予が、文書でもつてあるいは現場で即時に、彼もしくは彼の相続人に對し、彼らがそれ「城塞」を何らの遲滞、拒絕、異議をなすことなくどのような例外の対象を設けずまたいかなる敵意、奸計、危殆を加えることなく予に返還することを、求める場合を除き、彼もしくは彼の相続人はそれを「城塞」を荒廃させることなく保有し管理すべきである。また彼は、いかなる傭兵をも当傭兵が前もって「予に誠実の」誓約を果たすのでないかぎり、同じ城塞に宿泊させてても「城塞守備の一員として」受け入れてもならない。彼あるいは彼の相続人が城館の外で捕えられ、あるいは死にみまわれた——そんなことのないように！——ときは、彼ら「傭兵」は「以後は」予および予の後継者、「予および予の後継者の」後は予の従兄弟と従兄弟の後継者、に対し、「直接」勤務をなすべきであり、また彼らは、予が彼らにそれ「城館」を要求するときは、遲滞なくそれを予に譲り誠実に危殆なく予の支配に引き渡すべきである。「以上おこなわれることは」この文書の証明でもつて、一〔四〕二六年の四旬節中「復活祭から遡ること」第三日曜日前の木曜日（三月七日）にインスブルックにおいて「予がこれを」公布する。以上につき私「書記官」の主君オーストリア〔公〕⁽¹³⁷⁾はシユピースより一通の対証を受け取る。」

（d）「私クリスチヤン・リヒテンベルガーは私自身および私の相続人のために次の通り述べこれを文書でもつて公けにす

る。啓明高貴の君主でオーストリア大公フリードリッヒ公——恩顧をかたじけなくする私の主君——は、カステルベルの城塞とその裁判区とをブレーク方式で私に譲渡しこれを委ねた。それゆえ私は、私のかの恩顧を受けしオーストリアの主君に対し宣誓に代え私の誠実にかけて、かの城塞を裁判区をも含めて、第一に彼「主君」および彼の後継者「自身」による管理に代わり、ついで彼の従兄弟とその後継者「自身」の管理に代わり、忠実に保有し職務を司ることを誓い約束する。さらに彼ら「君主と彼の従兄弟、およびそれらの後継者」が、私と私の後継者とに文書でもつてであれ使者を通じてであれあるいは現場で直ちにであれ、それら「裁判区と城塞」を「返還」要求するときは、われわれはそれらをかれらに引き渡したくまた引き渡さねばならぬ、いかなる形のどんな拒否、異議、遲滞をなすことなく、譲りたくまた譲らねばならない。そして以上おこなわれたことを証明する文書を私は、事柄の証拠となるよう貴き騎士ヘルマン・ゲスラーが捺す印章を添えて、「君主に対し」交付する。「ヘルマン・ゲスラーは」私が自分の印章を持たぬとき私の懇請に応じそれ「私の文書」に捺印をしてくれた。「この捺印のゆえに」ヘルマン・ゲスラーと彼の相続人とに損害が生することは決してない。この「私の捺印」懇請の際の証人は「ティロール「城塞」のブルクグラーフで貴きハンス・フォン・ケニヒベルク、および騎士ハインリッヒ・ファン・モルスベルクである。以上が「文書に」作製されたのは、一四五五年の聖マルガレートの日（八月一日）にイン渓谷の

(25) Nos Heinricus etc. profitemur presentium in ienore. quod locavimus et dimisimus casanam nostram in Merano cum omnibus suis iuribus et pertinencis discretis viris Philippo. Porcello. Arthesio fratribus Jacobi thelonearii in Bozano de Rubeis de Florencia. filiis nobilis viri Baruni de Rubeis de Florencia et Barbo patruo eorum et heredibus sociis suis exhibitoribus presencium usitandam et exercendam in omni iure et consuetudine. quibus ipsam casanam quondam Marcus de Florencia. et eius socii predecessores eorum eam tenuerunt.

volentes. ut omnes articuli et pacta in privilegio prefati Marci per nos sibi dato circa casanam predictam et mutuum et pignora et alia omnia et singula per ipsos debeant efficaciter observari. De qua quidem casana predicti prestatores nobis Veronensem marcas LXX dare pro anno quolibet tenebunt. incepido a die rationis finalis sepedicti Marci de Florentia. tali interposito pacto. quod ipsam casanam tenebunt predicti prestatores nec eos ab ea debebimus ammovere ullo modo. quousque de omni debito in quo tenebamur et obligati fuimus

antedicto Marco de Florenc(ia) et sociis suis racione casane predicte. prout litteris nostris super finali eorum ratione sibi datis poterunt demonstrare et in libris computacionum suarum. quos habent notarii curie nostre. poterit inveniri. fuerint integratiles expediti; et nichilominus idem prestatores illas LXX marcas. quas nobis daturi sunt de scripta casana. annuatim nobis in eodem debito defascabunt. In cuius locacionis firmatatem presentes litteras eis dedimus nostri pendentes sigilli munimente roboratas. Actum et datum in Griez a (nro) dominum MCCCCXIII. die X intrant. ian. indic. XII. (Zauner. S. 126. Nr. 98)

(25) Wir Ludwig etc. verjehn. daz wir unserem getriven Heinrich dem Grafer von Eschenloch unser gericht in Ulten und swaz daszu gehoert. als lang unser gnad ist. gelauzen und empfohlen haben mit allen den rechten. nuetzen. eren und gewohnheiten. als es ander unser richter dasselben emalen inne haben gehabt. und gepielten gemeinlich allen leuten. sie edel sein oder unedel. die durch recht in dasz self gericht gehoerent. daz si im in unserm namen und an unsrer stat an allen sachen

die unser ere und nutz antreffent, gehorsam willich
und peistenlich sein in aller der weis als uns
selben. Wir geben im auch gewalt, einen andern
richter ze setzen an sein stat, swenne er des bedarf,
der alle sache gewalt hab ze volfueren, die das
gericht durch recht angehoerent, in aller der weis,
als er selber. Und verhaissen fuer uns, unser erben
und nachkommen, in und seine erben von dem gericht
niht ze schaiden, sie werden eer alles des bericht
und gewert von uns oder von dem, dem wir daz
selb gericht nach im liezen oder empfuehlen, des
wir im mit rechter raitung schuldich bleiben. Datum
Insprikka a. d. MCCCCXLII sera III post festum
beate Margarete. (Gleichzeitiges Kanzleibuch W.
C. 398f. 12; Stoltz, Vergabung, S. 384)

(3) Wir Johannes iungister sun dez edeln chuniges
von Peheim und wir Margret, sein gemahel von
Gots graden herzogin in Chernden, grevin ze Tirol
und ze Goertz, verjehen mit diesem priene, daz wir
mit aller unsers rates rat ueberain worden sein, das
wir unser getriue Volkmaran von Purchtal purc-
hgraven ze Tirol und Heinrichen von Annenberch
gesetzet und gemacht haben ze phiegern und ze

gepietern über alleu unsern ampt und gerichte,
die wir haben bei der Etsch und in dem Intal
uberal in der grafschaft ze Tirol, also das in alle
unser amptlaute und richter, die ietzuo sint oder
nachmalen chuenflik werdent, mit allem unserm
Geleit wartend sullen sein und sullen sie unser
gesinde, das wir haben von dem selben geleit, das
si innement von den amptlauten und richtern,
betrachten und besorgen mit der chost. Ez sol auch
chain unser amptmann noch richter niemem andern
iht geben denne in und waer, das si von unsers
geschaeffis wegen oder von iemand anders an ir
paider willen, iht gaeven, dez sullen wir in ungep-
unden sein ze rayten und sullen daz verloren
haben. Und gepieten denselben amptlauten und
richtern vestlichlich bei unsern hulden, das si in also
wartend sein als uns selben und swacz si von den
selben unsern amptlauten und richtern in genement
und empfahent, da sullen si uns von rayten und
sullen die amptlaute und richter darum von uns
ladiik sein. Und geben in der über disen prief ze
urkund versigellten mit unserm hangenden insigel.
Der ist geben auf Tirol nach Christes geburte
dreuzehn hundert jar und darnach in dem fuemf

und dreizigsten jare dez eritages nach sand
Pancracien tage. (Original-Pergament Landesre-
gierungsarchiv Innsbruck; Ibid., S. 383—4)

(5) Wir Fridreich, Herzog von Oesterreich, Graf
von Tirol etc., bekennen, das wir unserm getreuen
lieben Heinreich Spiess vom Spiess unser vesten
zu dem Stain auf dem Ritten mitsamt dem
gerichte dasselbs und allen nutzen und gütten, so
darzu gehörend, in bestand und phlegweis ingegeben
und zu unsern handen empholhen haben, die getre-
wlich innzehaben und zebühütten, also das er uns

die wider wiss zeantwurten, also das er oder sein
erben uns und unsern erben ditz jars davon überh-
aubt herausgeben oder raichen soll hundert markch
perner und was maleficy treffend. Und sullen auch
die unweilich innhaben und versorgen, wann wir
die mit brieten oder under augen an sy ervordern,
daz sy uns der wider abtreten an alles verzichten,
maigerung und widerred aller sachen nichts ausg-
enommen an alle aufsetz hinderist und geverde.
Er sol auch dhainen knecht auf derselben vesten
nicht halten noch aufnehmen, er swer dann vor.
Ob er oder sein erben ausserhalb des haus gevan-

ken oder mit tod abgeen wurden, da Got vor say,
datz sy uns und unsern erben, darnach unsern
vettern und erben, damit gewärtig sein und uns
das an verziehen, wenn wir das an sy ervorndern,
auch abtreten und zu unsern handen antwurten
sullen auch getrewlich und ungärtlich. Mit urkund
ditz briefs geben ze Insprukz an phinczlag vor
letare in der vasten anno domini millesimo vicesimo
sexta. Darumb hat mein herr von Oesterreich ain
gegenbrief vom Spiess. (W. C. 415f. 48; Stolz, op.
cit., S. 389)

(5) Ich Christian Liechtenberger vergich und tun
kund offenlich mit dem briete für mich und mein
erben. Als der durchleuchtig hochgeborn fürst
herzog Fridreich, herzog ze Oesterreich etc., mein
gnediger herre, mir die vesten Kastellbell mitsamt
dem gericht dasselbs in phlegweis ingegeben und
empholhen hat, also gelob und versprich ich dem
obgenannten meinem gnedigen herrn von Oesterreich
bey meinen treuen an aydstat die egenannten vesten
mitsamt dem gerichte zu seincu und seiner erben
voran und dann seiner vettern und irer erben handen
getrewlich innzehaben und ze versorgen und, wenn

Sy die an mich oder mein erben erordern, es sey
mit brieven, boten oder under augen, daz wir in
die wider antwurten und in der abtreten sulien und
wellen an all waigrungr aller sachen, widerred und
vertziehen. Und des zu urkund geb ich den brief
versigleten mit des edlen und uesten ritters Herm-
anus Gessler anhangenden insigl ze gezeugnus der
sach und durch meiner bet wilien daran gehengt
hat im und seinen erben an schaden, wann ich
aigens sigels nicht hab. Det bet sind getzeugen die
edlen und uesten Hans von Kunigsberg, burgraf
auf Tyrol, und her Heinrich von Morsberg ritter.
Der geben ist ze Hall im Intal an sund Marg-
arethen tag anno domini MCCCCXXV. (W. C. 415f.
15; Ibid.)